

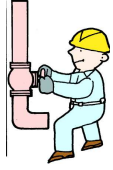

## 緊急安全対策の実施について

川内原子力発電所における緊急安全対策の実施状況の報告について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波に起因する福島原子力発電所事故を踏まえ、同月30日付けで経済産業大臣から各電力事業者に対し発電所の緊急安全対策の実施指示が出されました。

これを受けて、九州電力（株）では、これまでに判明している知見に基づき川内原子力発電所における緊急安全対策を策定するとともに、その実施状況等を取りまとめ、4月15日に国に報告しています。

本市では、30日当日、九州電力（株）に対し、国から指示のあった緊急安全対策の早急な対応を強く要請しました。

国の具体的要求事項	九州電力(株)川内原子力発電所における対応(計画)状況
<b>緊急点検の実施</b> 津波に起因する緊急時対応のための機器及び設備の緊急点検の実施	福島第一原子力発電所事故を踏まえた点検（実施済） 津波に起因する緊急時対応のための機器及び設備の点検（実施済）
<b>緊急時対応計画の点検及び訓練の実施</b> 交流電源を供給する全ての設備の機能、海水により原子炉施設を冷却する全ての設備の機能及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能の喪失を想定した緊急時対応計画の点検及び訓練の実施	福島第一原子力発電所事故を踏まえた訓練（実施済） 3つの機能が全て喪失した場合の運転操作手順の追加・訓練 高圧発電機車の配備に伴う手順書の策定・訓練 仮設ポンプ及びホースの配備に伴う手順書の策定・訓練 
<b>緊急時の電源確保</b> 原子力発電所内の電源が喪失し、緊急時の電源が確保できない場合に、必要な電力を機動的に供給する代替電源の確保	高圧発電機車（500kVA×2台）の配備（実施済） 移動式大容量発電機の配備 移動用変電設備等による発電所外部からの所内用電源の供給
<b>緊急時の最終的な除熱機能の確保</b> 海水系施設又はその機能が喪失した場合を想定した機動的な除熱機能の復旧対策の準備	仮設ポンプ及びホースの配備（実施済） 海水ポンプ及びモーターの予備品の確保
<b>緊急時の使用済燃料貯蔵槽の冷却確保</b> 使用済燃料貯蔵槽の冷却及び使用済燃料貯蔵槽への通常の原子力発電所内の水供給が停止した際に、機動的に冷却水を供給する対策の実施	仮設ポンプ及びホースの配備（実施済）  高圧発電機車
<b>各原子力発電所における構造等を踏まえた当面必要となる対応策の実施</b>	タービン動補助給水ポンプ等安全上重要な機器が設置されているエリアの水密性向上対策 海水ポンプエリア等の防水対策 タンクの津波等に対する補強

対応済、対応中

### 緊急安全対策の訓練実施について

3月30日付けの国の緊急安全対策の実施指示を受け、九州電力（株）では、川内原子力発電所に係る緊急安全対策の訓練を実施しました。

この訓練は、市議会議員が4月12日、市原子力安全対策連絡協議会委員、48地区コミュニティ協議会会長などの皆様と4月18日に立会い、実施状況を確認されました。

訓練は、外部電源や非常用ディーゼル発電機など全ての電源喪失の想定で実施されました。運転操作訓練は原子力訓練センターの運転シミュレータ室で行われ、職員が懐中電灯の明かりで計器類等を確認し、操作しました。また、高圧発電機車による電源供給訓練、仮設ポンプによる冷却水供給訓練なども行われました。



高圧発電機車による電源供給訓練

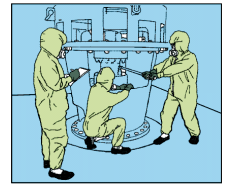
## 川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更について

福島原子力発電所事故を踏まえ、3月30日に「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則」の一部を改正する省令が施行されました。

これに伴い、九州電力(株)では、津波により交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備について、記載を追加した原子炉施設保安規定の変更認可申請を4月4日に国に提出しました。

今後、国において審査等が行われ妥当性が確認される予定です。

保安規定:法律に基づき原子炉施設の運転や保安のために必要な事項を定めた規定



## 全国原子力発電所所在市町村協議会の緊急要請について

4月4日に、原子力発電所立地自治体で構成する全国原子力発電所所在市町村協議会で、総理大臣、経済産業省及び民主党に対して緊急要請を行い以下の事項について強く要請しました。

### 【要請事項】

国・事業者は、総力を挙げて一刻も早く事態を収束させ、原子力災害規模の拡大を防ぐこと

国は、現在までに得られた知見を反映した緊急安全対策の実施状況を早期に確認し、その結果を住民に説明する責任を確実に果たすこと

事故の徹底的な原因究明と対策、住民の安全安心確保、被災地の復興支援、風評被害の防止、防災指針の抜本的な見直しなどについて、早急に取り組み、国が責任を持って住民、国民の安全安心確保に万全を期すこと



全原協から福山内閣官房副長官へ要請書を手渡しました

## 放射性ヨウ素の検出について

川内原子力発電所における放射性ヨウ素の検出(4月14日時点)

川内原子力発電所では、定期的に放射性物質の濃度を測定していますが、4月8日、14日にごく微量の放射性物質(ヨウ素131)を検出しました。

川内原子力発電所は現在通常運転中ですが、発電所の状況に異常はなく、排気筒モニタ等の放射線モニタ指示値にも有意な変動はありません。また、現在、福島での事故を踏まえ、全国的に測定が行われており、各所で同じ放射性物質が検出されていることから、川内原子力発電所に起因したものではないと判断されています。

今回確認された放射性物質の量はごく微量であることから、健康への影響はないとされています。

検出された放射性物質濃度

ベクレル:放射線を出す能力を表す単位

	測定日	採取期間	採取場所	放射性物質の種類	濃度	
各建屋の排気筒からの検出	4月8日	4月1日 ~4月8日	川内原子力発電所1号機 原子炉格納容器排気筒	ヨウ素131	0.0036 (ベクレル/m <sup>3</sup> )	ベクレル/m <sup>3</sup> :空気中に浮遊している塵を空気と一緒にフィルターを通して捕集し測定した測定値
	4月14日	4月6日 ~4月14日	川内原子力発電所1号機 補助建屋排気筒	ヨウ素131	0.0021 (ベクレル/m <sup>3</sup> )	
	4月14日	4月8日 ~4月14日	川内原子力発電所1号機 原子炉格納容器排気筒	ヨウ素131	0.0016 (ベクレル/m <sup>3</sup> )	
降下物からの検出	4月14日	4月4日 ~4月13日	川内原子力発電所モニタリング ステーション(正門西)	ヨウ素131	4.2 (ベクレル/m <sup>2</sup> )	ベクレル/m <sup>2</sup> :一定の面積の場所に降下してきた塵を捕集して測定した測定値

### 【参考】

- ・ 排気筒で検出されたヨウ素131の値は、国が定める環境(周辺監視区域外の空気中)の放射性物質の濃度限度である5ベクレル/m<sup>3</sup>の約1,000~3,000分の1です。
- ・ モニタリングステーションで検出されたヨウ素131の量から受ける放射線量は、0.0012マイクロシーベルトで、この値は、人が1年間に自然界から受ける放射線量である2,400マイクロシーベルトの200万分の1です。

鹿児島県実施の調査における放射性ヨウ素の検出

2月28日から3月31日までに、県の環境保健センター(鹿児島市城南町)で採取した降下物(1か月の累積)から、ごく微量のヨウ素131(1.30ベクレル/m<sup>2</sup>)が検出されました。検出された濃度はごく微量であり、健康に影響はないとされています。

放射性ヨウ素検出に関する詳細は、九州電力HP又は鹿児島県HPをご参照ください。